

第174回国会閣第28号に対する修正案

第174回国会衆議院厚生労働委員会可決

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案  
に対する修正案

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成二十二年四月一日」を「公布の日」に改め、同条ただし書中「同年七月一日」を「平成二十二年七月一日」に改める。